

平成30年10月23日

河南町長 武田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会
会長 山 中 章 嘉



特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（答申）

平成30年7月30日付け河南人第5号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

（1）給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 756,000円（10%削減）

副町長 679,000円（ 3%削減）

教育長 649,900円（ 3%削減）

（2）改定の実施時期

町長、副町長及び教育長の給料額改定の実施時期については、平成30年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

なお、期間は、平成34年3月31日までとする。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 平成30年 7月30日

第2回審議会 平成30年 8月20日

第3回審議会 平成30年 8月30日

第4回審議会 平成30年10月23日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、平成30年7月30日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

町長、副町長及び教育長の給料については、一般職の職員の給与構造改革等を受け、平成19年1月1日から、町長は10%、副町長及び教育長は3%の削減が実施された。その後、平成26年4月1日からは、一般職の給与の減額や議員報酬の3%カットなどを勘案して、町長は13%、副町長及び教育長は6%の削減が実

施された。

平成26年度以降、一般職の職員の給与については、人事院勧告により、3.7%の増額となっており、改善の兆しが見られる。

一方、本町の人口については減少傾向にあり、また、財政面においては、財政力指数が府内平均を下回り、地方交付税への依存度が高い構造となっているものの、財政の健全化を示す指標は、国の基準を満たしており、直近の平成29年度において、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率はいずれも前年度並で推移している。

本町の特別職の給料の額について、地域手当を含む月々の給料額を府内町村と比較すると上位であったが、期末手当なども含む総額ベースによる比較も行うべきとの意見があった。総額ベースについては、条例本則に規定する額により比較すると、府内町村の平均を相当下回る結果となった。

このように、条例本則に規定する総額の水準において府内平均を相当下回ることや、近年の人事院勧告において一般職の給与の改善の動きが見られるなどの事情から、給料の額の引下げを行う必要はないという考え方もありうるが、月々の給料額で比較すると高い水準にあることや、本町の人口の動向、財政状況なども考慮して総合的に判断すれば、一定の削減を行うことはやむを得ないと判断した。

削減の水準については、従前の削減水準や住民感情なども考慮し、府内平均をかなり下回る厳しい水準とはなるものの、10%カットを行うべきであるとの結論に達した。

同様に、副町長及び教育長についても、3%のカットを行うべきと判断した。

最後に、特別職の給与について、今後、社会情勢や本町の状況等を含め、状況の変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であると思慮する。